

平成25年9月30日（月）から

# 今帰仁村景観計画・景観条例が施行されます！！

今帰仁村の豊かで美しい自然景観、歴史・文化的景観など、魅力ある景観をいつまでも守り、育て、未来に継承するため、平成25年9月30日から景観法に基づく今帰仁村景観条例と景観計画を施行します。

自然景観



歴史・文化的景観



マチ（市街地）の景観



集落景観



【基本姿勢】

今帰仁の自然と歴史と人々が織りなす景観の保全・継承・創造



公共施設による景観



農地景観

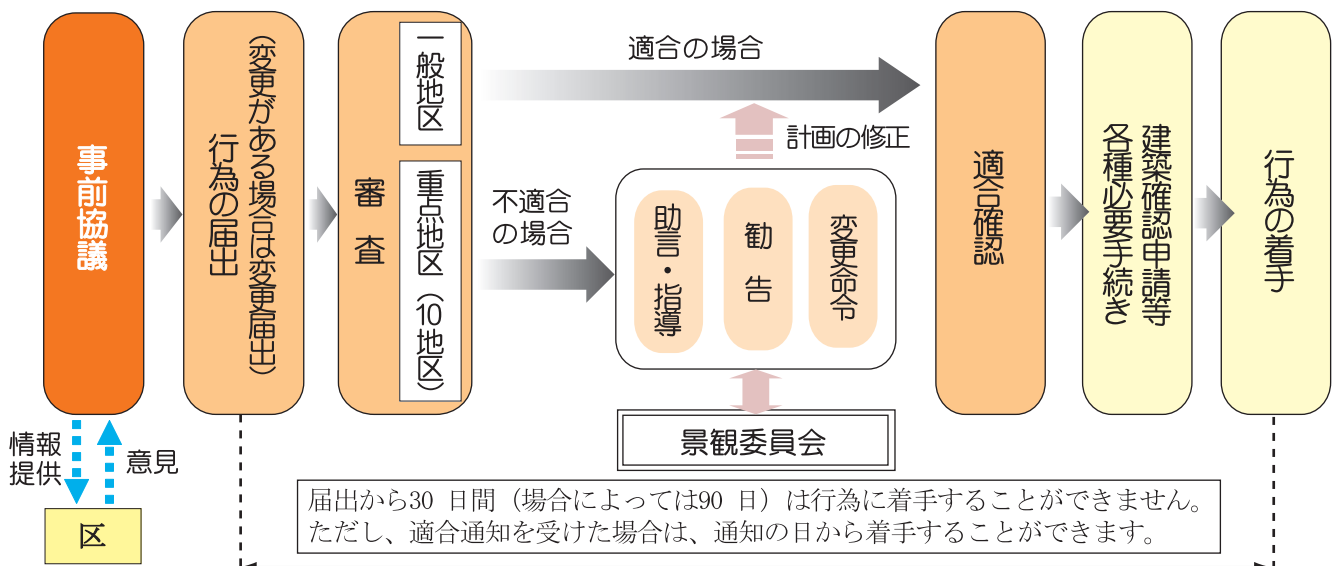
## ■景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

今後、今帰仁村の良好な景観を守り、育て、伝えていくためには、村、村民、事業者等が一体となって景観づくりに取り組む必要があります。

今帰仁村における良好な景観の形成に関する方針を右記の通り掲げます。

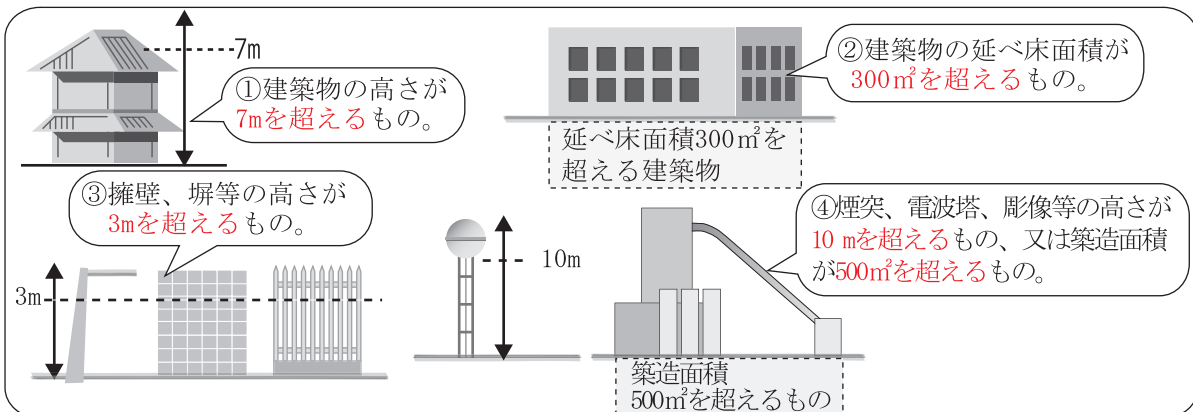
## ■景観計画・景観条例の手続きの流れ

一定規模以上の建築物や工作物建設の際には、あらかじめ村（建設課）に届出が必要となります。



## ■景観計画・景観条例の手続きの流れ

景観法及び景観条例に基づき、良好な景観の形成に大きな影響を与えることが想定される行為を届出の対象とします。



届出の対象となります

今帰仁村の景観計画は、建設課の窓口若しくは下記のURLよりご覧になれます。

<http://www.nakijin.jp/nakijin.nsf/doc/25?OpenDocument>

詳しくは今帰仁村建設課へお問い合わせください。 TEL：0980-56-2255